

# 「仏暦二五五四年・外国人の労働許可書 申請、交付、届出についての省令」

## 日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五四年・外国人の労働許可書申請、交付、届出についての省令

前文省略

第一章

第九条に基づく（労働）許可書の取得申請、延長申請、代用書申請、及び業種もしくは業態、使用者、勤務地もしくは事業所、または許可を得た要件の変更もしくは追加

第一項

第九条に基づき（労働）許可書の取得を望む外国人は、以下の書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 1 書式に従って申請書を提出する。

(一) 王国内に住所または居住地を有する使用者に対する労働である場合。

(a) 申請人の旅券の写し、もしくは旅券代用書類の写し、または外国人登録法に基づく外国人の身分証明書の写し、もしくは申請人が王国内に居住地を有する場合は移民法に基づく外国人の居住証明書の写し。

(b) 王国への入国許可の写し

(c) 学歴証明書類の写し、または申請人が以前働いていた仕事の態様及び就業期間に係る詳細を示した元使用者の保証書、または申請人が許可書を申請する仕事にふさわしい知識及び経験を有する者であることを示す使用者となる者の保証書。

(d) 専門職従事許可書を取得しなければならないと法律が定めた専門職従事である場合、専門職従事許可書の写し。

(e) タイ国籍者を雇用しない事由とその事由を構成する証拠を示した使用者となる者の雇用保証書。ここに局長が布告規定した書式に従う。

(f) 使用者が個人である場合、使用者となる者の国民証の写し、及び住民登録書の写し、または移民法に基づく使用者になる者の旅券の写し、もしくは居住証明書の写し。使用者が法人である場合、業種も示し、使用者となる者の事業が登記済みであること、もしくは合法に設立及び操業を許可されていることを示す関係公務機関の証明書類の写し。

(g) 申請人が精神異常者、精神耗弱者、もしくは第一〇条の内容に基づき制定した省令で定めた疾病ではないことを保証する医療職法に基づく医療職者の証明書。

(h) 撮影から 6 か月以内の、3 x 4 センチメートルの大きさ、顔を正面に向けた、無帽、サングラスを着用していない上半身の顔写真 3 枚。

(二) 王国外に住所または居住地を有する使用者に対する労働である場合。

(a) (一) (a) (b) (c) (d) (g) 及び (h) に基づく書類及び証拠。

(b) 一括下請け契約の写し、売買契約の移し、もしくは申請人が王国内で従事する必要性を示したその他の書類の写し。

(三) 使用者なしに労働する場合。

(a) (一) (a) (b) (d) (g) 及び (h) に基づく書類及び証拠。

(b) 学歴証明書類の写し、または許可書を申請する仕事にふさわしい知識及び経験を有する者であることを示す書類の写し。

(c) 一括下請け契約の写し、売買契約の移し、もしくは申請人が王国内で従事する必要性を示したその他の書類の写し。

(d) 外国人事業法の規定下に置かれた仕事である場合、外国人事業法に基づく事業許可書の写し。

## 第二項

タイ王国政府と他国政府間の雇用合意下に移民法に基づき入国許可を得た外国人で、第九条に基づき許可書申請を望む者は、以下の書類及び証拠とともに本省令末尾のトートー 2 書式に従い申請書を提出する。

(一) 申請人の旅券の写し、もしくは旅券代用書類の写し。

(二) (一) (a) (b) (e) (f) (g) 及び (h) に基づく書類及び証拠。

(三) 事業所の立地を示す地図。

## 第三項

国外にいる外国人を王国内の自己の事業において雇用することを望む者は、以下のよう  
に外国人の代わりに許可書取得の申請書を提出することができる。

(一) 第一項 (一) に基づく外国人に代わっての許可書取得申請書の提出である場合、  
第一項 (一) (a) (b) (d) (e) (f) 及び (g) に基づく書類及び証拠とともに、本省令  
末尾のトートー 3 書式に基づき申請書を提出する。

(二) 第二項に基づき外国人に代わっての許可書取得申請書の提出である場合、第一項  
(一) (e) (f) (g) 及び第二項 (一) (二) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾  
のトートー 2 書式に基づき申請書を提出する。

## 第四項

許可書が紛失もしくは損壊した場合、許可書取得者は、以下の書類及び証拠とともに、  
本省令末尾のトートー 4 書式に基づき許可書の代用書取得申請書を提出する。

(一) 毀損した許可書、または紛失した場合は警察官の紛失届け出受理の証拠。

(二) 第一項 (一) (h) に基づく書類。

## 第五項

許可書の延長を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一項 (一) に基づく外国人の場合、許可書、第一項 (一) (a)  
(b) (e) (f) (g) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 5 書式に従

った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第一項(二)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)(b)(f)(g)及び第一項(二)(b)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー5書式に従った申請書を提出する。

(三) 許可書取得者が第一項(三)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)(b)(f)(g)及び第一項(三)(b)(c)(d)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー5書式に従った申請書を提出する。

(四) 許可書取得者が第二項に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(b)(e)(f)(g)及び第二項(一)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー2書式に従った申請書を提出する。

#### 第六項

仕事の種類または態様の変更もしくは追加を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一項(一)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)(b)(c)(d)(e)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー6書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第一項(二)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)(b)(c)(d)及び第一項(二)(b)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー6書式に従った申請書を提出する。

(三) 許可書取得者が第一項(三)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)(b)(c)(d)及び第一項(三)(b)(c)(d)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー6書式に従った申請書を提出する。

(四) 許可書取得者が第二項に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(b)(e)及び第二項(一)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー2書式に従った申請書を提出する。

#### 第七項

使用者の変更または追加を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一項(一)(二)または(三)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(二)または(三)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー6書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第二項に基づく外国人の場合、許可書、第二項に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー2書式に従った申請書を提出する。

#### 第八項

勤務地もしくは事業所の変更または追加を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一項(一)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)(b)(e)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー6書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第一項(二)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)(b)及び第一項(二)(b)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー6書式に従った申請書を提出する。

(三) 許可書取得者が第一項(三)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)(b)及び第一項(三)(b)(c)(d)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー6書式に従った申請書を提出する。

(四) 許可書取得者が第二項に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(b)(e)及び第二項(一)(三)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー2書式に従った申請書を提出する。

## 第九項

許可を得た要件の変更または追加を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一項(一)(二)または(三)に基づく外国人の場合、許可書、第一項(一)(a)及び(b)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー6書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第二項に基づく外国人の場合、許可書、第一項(b)及び第二項(一)に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー2書式に従った申請書を提出する。

## 第二章

第一三条に基づく許可書申請、許可書延長申請、許可書代用書申請、及び仕事の種類もしくは態様、使用者、勤務地もしくは事業所、または許可を得た要件の変更もしくは追加

### 第一〇項

国外追放法に基づき国外追放処分を受けたが、国外追放に代わりいずれかの地で職業を営む緩和措置を受けた、または国外追放を待っている外国人で、第一三条に基づき(労働)許可書の取得を望む者は、以下の書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー7書式に従って申請書を提出する。

(一) 申請人が国外追放法に基づき国外追放処分を受けたが、国外追放に代わりいずれかの地で職業を営む緩和措置を受けた、または国外追放を待っている外国人であることを保証した公務機関の文書の写し。

(二) 局長が布告規定した居住場所を示す証拠の写し。

(三) 学歴証明書類の写し、または申請人が以前働いていた仕事の態様及び就業期間に

係る詳細を示した元使用者の保証書、または申請人が許可書を申請する仕事にふさわしい知識及び経験を有する者であることを示す使用者となる者の保証書。

(四) 専門職従事許可書を取得しなければならないと法律が定めた専門職従事である場合、専門職従事許可書の写し。

(五) タイ国籍者を雇用しない事由とその事由を構成する証拠を示した使用者となる者の雇用保証書。ここに局長が布告規定した書式に従う。

(六) 使用者が個人である場合、使用者となる者の国民証の写し、及び住民登録書の写し、または移民法に基づく使用者になる者の旅券の写し、もしくは居住証明書の写し。使用者が法人である場合、業種も示し、使用者となる者の事業が登記済みであること、もしくは合法に設立及び操業を許可されていることを示す関係公務機関の証明書類の写し。

(七) 申請人が精神異常者、精神耗弱者、もしくは第一〇条の内容に基づき制定した省令で定めた疾病ではないことを保証する医療職法に基づく医療職者の証明書。

(八) 撮影から6か月以内の、3 x 4センチメートルの大きさ、顔を正面に向けた、無帽、サングラスを着用していない上半身の顔写真3枚。

(九) 事業所の立地を示す地図。

#### 第一一項

許可を得ずに王国内に入国または居住する外国人で、移民法に基づく国外退去を待つために一時的に居住許可を得て、第一三条に基づき（労働）許可書の取得を望む者は、以下のようにする。

(一) 内務大臣が特別のケースとして入国居住を布告したビルマ、ラオス、カンボジア国籍の外国人の場合、以下の書類及び証拠とともに本省令末尾のトートー8書式に従って申請書を提出する。

(a) 国民登録法に基づき交付されたタイ国籍を有していない者の身分証明書の写し、もしくは履歴登録書の写し、または郡登録事務所か地方行政機構登録事務所の履歴登録証明書の写し。

(b)、申請人が保健大臣が布告規定したところに基づく禁止疾病でないことを保証する医療職者法に基づく医療職者の証明書。

(c) 第一〇項 (五) (六) (八) 及び (九) に基づく書類及び証拠。

(二) (一) 以外の外国人の場合、以下の書類及び証拠とともに本省令末尾のトートー7書式に従って申請書を提出する。

(a) 国籍を有していない者の身分証明書の写し、登録を要しない者の身分証明書の写し、または強制出国を待つ間の国内居住許可の証拠の写し。

(b) 住民登録書の写し。

(c) 居住区または交付地以外での一時的な労働許可である場合、郡長もしくは県知事の居住区または交付地以外への一時的な移動の許可書の写し。

(d) 第一〇項 (三) (四) (五) (六) (七) (八) 及び (九) に基づく書類及び証拠。

#### 第一二項

仏暦二五一五年一二月一三日付けの革命団布告第 3 3 7 号またはその他の法律に基づきタイ国籍を失った外国人で、第一三条に基づき許可書取得申請を望む者は、以下の書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従って申請書を提出する。

(一) 外国人登録法に基づき外国人の身分証明書の写し。

(二) 第一〇項 (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) 及び (九) に基づく書類及び証拠。

#### 第一三項

王国内で出生したが、仏暦二五一五年一二月一三日付けの革命団布告第 3 3 7 号または国籍法に基づきタイ国籍を取得しなかった外国人で、第一三条に基づき許可書取得申請を望む者は、以下の書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従って申請書を提出する。

(一) タイ国籍を有していない者の身分証明書の写し、または登録を要しない者の身分証明書の写し。

(二) 第一〇項 (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) 及び第一一項 (二) (b) (c) に基づく書類及び証拠。

#### 第一四項

許可書が紛失もしくは損壊した場合、許可書取得者は、以下の書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式、またはトートー 8 書式に基づき許可書の代用書取得申請書を提出する。

(一) 毀損した許可書、または紛失した場合は警察官の紛失届け出受理の証拠。

(二) 第一〇項 (八) に基づく書類。

#### 第一五項

許可書の延長を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一〇項に基づき外国人の場合、許可書、第一〇項 (一) (二) (五) (六) 及び (七) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第一一項 (一) に基づき外国人の場合、許可書、第一〇項 (五) (六) 及び第一一項 (一) (a) (b) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 8 書式に従った申請書を提出する。

(三) 許可書取得者が第一一項 (二) に基づき外国人の場合、許可書、第一〇項 (五) (六)

(七) 及び第一一項 (二) (a) (b) (c) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(四) 許可書取得者が第一二項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (二) (五) (六) (七) 及び第一二項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(五) 許可書取得者が第一三項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (五) (六) (七) 及び第一一項 (二) (b) (c)、並びに第一三項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

#### 第一六項

仕事の種類または態様の変更もしくは追加を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一〇項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (一) (三) (四) 及び (五) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第一一項 (一) に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (五) 及び第一一項 (一) (a) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 8 書式に従った申請書を提出する。

(三) 許可書取得者が第一一項 (二) に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (三) (四) (五) 及び第一一項 (二) (a) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(四) 許可書取得者が第一二項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (三) (四) (五) 及び第一二項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(五) 許可書取得者が第一三項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (三) (四) (五) 及び第一三項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

#### 第一七項

使用者の変更または追加を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一〇項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第一一項 (一) に基づく外国人の場合、許可書、第一一項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 8 書式に従った申請書を提出する。

(三) 許可書取得者が第一一項 (二) に基づく外国人の場合、許可書、第一一項 (二) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(四) 許可書取得者が第一二項に基づく外国人の場合、許可書、第一二項に基づく書類

及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(五) 許可書取得者が第一三項に基づく外国人の場合、許可書、第一三項に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

#### 第一八項

勤務地または事業所の変更または追加を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一〇項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (一) (二) (五) 及び (九) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第一一項 (一) に基づく外国人の場合、許可書、以下に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 8 書式に従った申請書を提出する。

(a) 履歴登録した県以外の勤務地または事業所の変更もしくは追加の場合、履歴登録した県を出る許可書の写し。

(b) 変更もしくは追加する勤務地または事業所を示す地図。

(c) 第一〇項 (五) に基づく書類及び証拠。

(三) 許可書取得者が第一一項 (二) に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (五) (九) 及び第一一項 (二) (a) (b) (c) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(四) 許可書取得者が第一二項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (二) (五) (九) 及び第一二項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(五) 許可書取得者が第一三項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (二) (五) (九) 及び第一三項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

#### 第一九項

許可を得た要件の変更または追加を望む許可書取得者は以下のようにする。

(一) 許可書取得者が第一〇項に基づく外国人の場合、許可書、第一〇項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(二) 許可書取得者が第一一項 (一) に基づく外国人の場合、許可書、第一一項 (一) (a) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 8 書式に従った申請書を提出する。

(三) 許可書取得者が第一一項 (二) に基づく外国人の場合、許可書、第一一項 (二) (a) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(四) 許可書取得者が第一二項に基づく外国人の場合、許可書、第一二項 (一) に基づく書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

(五) 許可書取得者が第一三項に基づく外国人の場合、許可書、第一三項 (一) に基づく

く書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 7 書式に従った申請書を提出する。

### 第三章

第一四条に基づく許可書申請、許可書延長申請、許可書代用書申請、及び仕事の種類もしくは態様、使用者、勤務地もしくは事業所、または許可を得た要件の変更もしくは追加

#### 第二〇項

タイ国と国境を接する国に住所を有する、または国籍者である外国人で、第一四条に基づき許可書を申請する者は、以下の書類及び証拠とともに本省令末尾のトートー 9 書式に従って申請書を提出する。

(一) 申請人の旅券代用書の写し。

(二) 入国許可の証拠の写し。

(三) 専門職従事許可書を取得しなければならないと法律が定めた専門職従事である場合、専門職従事許可書の写し。

(四) 使用者が個人である場合、使用者となる者の国民証の写し、及び住民登録書の写し、または移民法に基づく使用者になる者の旅券の写し、もしくは居住証明書の写し。使用者が法人である場合、業種も示し、使用者となる者の事業が登記済みであること、もしくは合法に設立及び操業を許可されていることを示す関係公務機関の証明書類の写し。

(五) 申請人が精神異常者、精神耗弱者、もしくは第一〇条の内容に基づき制定した省令で定めた疾病ではないことを保証する医療職法に基づく医療職者の証明書。

(六) 撮影から 6 か月以内の、3 x 4 センチメートルの大きさ、顔を正面に向けた、無帽、サングラスを着用していない上半身の顔写真 3 枚。

(七) 事業所の立地を示す地図。

#### 第二一項

許可書が紛失もしくは毀損した場合、許可書取得者は、以下の書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 9 書式に基づき許可書の代用書取得申請書を提出する。

(一) 毀損した許可書、または紛失した場合は警察官の紛失届け出受理の証拠。

(二) 第二〇項 (六) に基づく書類。

#### 第二二項

許可書の延長を望む許可書取得者は、許可書及び第二〇項 (一) (二) に基づく書類とともに、本省令末尾のトートー 9 書式に従った申請書を提出する。

#### 第二三項

仕事の種類または態様の変更もしくは追加を望む許可書取得者は、許可書及び第二〇項

(一) (二) (四) に基づく書類とともに、本省令末尾のトートー 9 書式に従った申請書を提出する。

#### 第二四項

使用者の変更または追加を望む許可書取得者は、許可書及び第二〇項に基づく書類とともに、本省令末尾のトートー 9 書式に従った申請書を提出する。

#### 第二五項

勤務地または事業所の変更または追加を望む許可書取得者は、許可書及び第二〇項 (一) (二) (七) に基づく書類とともに、本省令末尾のトートー 9 書式に従った申請書を提出する。

#### 第二六項

許可を得た要件の変更または追加を望む許可書取得者は、許可書及び第二〇項 (一) (二) に基づく書類とともに、本省令末尾のトートー 9 書式に従った申請書を提出する。

### 第四章

#### 労働の届出

#### 第二七項

15 日を超えない労働期間を有する必要かつ緊急の労働のために、移民法に基づき一時入国する外国人は、以下の書類及び証拠とともに、本省令末尾のトートー 10 書式に従って労働を届け出る。

(一) 申請人の旅券または旅券代用書の写し。

(二) 入国許可の証拠の写し。

(三) 王国内に住所または居住地を有している使用者への労働である場合、使用者が個人であれば、使用者となる者の国民証の写し、及び住民登録書の写し、または移民法に基づく使用者になる者の旅券の写し、もしくは居住証明書の写し。使用者が法人であれば、業種も示し、使用者となる者の事業が登記済みであること、もしくは合法に設立及び操業を許可されていることを示す関係公務機関の証明書類の写し。

(四) 撮影から 6 か月以内の、3 x 4 センチメートルの大きさ、顔を正面に向けた、無帽、サングラスを着用していない上半身の顔写真 3 枚。

### 第五章

許可書の交付、許可書の延長、許可書の代用書の交付、及び仕事の種類もしくは態様、使用者、勤務地もしくは事業所、または許可を得た要件の変更もしくは追加

## 第二八項

係官がすべての書類及び証拠とともに第一項、第二項、第一〇項、第一一項、第一二項、第一三項または第二〇項に基づく許可書申請を受理した時、申請人に申請受理書を交付し、当該申請書及び書類、証拠を登録官に引き渡す。登録官は係官から申請書、書類、証拠を受け取った日から15日以内に、申請人に対し審査結果を通知する。

## 第二九項

第三項に基づく外国人に代わっての許可書申請である場合、係官が第三項に基づくすべての書類及び証拠とともに許可書申請を受理した時、申請書提出者に申請受理書を交付し、王国に入国した時に係官に対し、その外国人が以下の書類と証拠を提出しなければならないことを通知する

(一) 第一項(一)に基づく外国人の場合、第一項(一)(a)(b)及び(g)に基づく書類と証拠を提出する。

(二) 第二項に基づく外国人の場合、第一項(一)(c)(g)及び第二項(一)に基づく書類と証拠。

外国人が第一段に基づく追加書類及び証拠をすべて提出した時、係官は許可書申請書と第一段に基づく書類と証拠を登録官に引き渡す。

第二八項第二段の内容を本稿の許可書申請審査にも準用する。

## 第三〇項

登録官は、許可書を申請した外国人が以下の手続きをとった時、その外国人に許可書を交付する。

(一) 許可書手数料支払い。

(二) 許可書を申請する外国人が第八条に基づき制定された布告で定めた外国人である場合、当該布告で定めた業種もしくは形態で熟練工もしくは専門家ではない外国人を国内で就労させるために使用者が雇用手数料を支払ったことを示す書類または証拠の写しを提出する。

許可書は本省令末尾のトートー11書式に従う。ただし第一四条に基づく許可書については本省令末尾のトートー書式に従う。

## 第三一項

第二八項及び第三〇項の内容を許可書の延長に準用する。

## 第三二項

係官がすべての書類及び証拠とともに第四項、第一四項、第二一項に基づく許可書代用

書の取得申請を受理した時、申請人に申請受理書を交付し、審査のため登録官に引き渡す。

登録官は係官から申請書、書類、証拠を受け取った日から15日以内に、申請人に対し審査結果を通知する。許可書代用書を交付しない場合、申請書及び審査結果通知書に事由を示す。

許可書の代用書は許可書の書式を使い、代用書の交付年月日、登録官の署名とともに「代用書（バイターン）」と赤い字で記載または押印する。

### 第三三項

第二八項の内容を第六項、第一六項もしくは第二三項に基づく仕事の種類もしくは態様の変更または追加、第七項、第一七項もしくは第二四項に基づく使用者の変更または追加、第八項、第一八項もしくは第二五項に基づく勤務地もしくは事業所の変更または追加、または第九項、第一九項もしくは第二六項に基づく許可を得た要件の変更または追加に準用する。

### 第三四項

仕事の種類もしくは態様、または使用者の変更もしくは追加を求める許可書取得者が、第八条に基づき制定された布告で定めた仕事の種類もしくは態様に従って王国内で就労する熟練工もしくは専門家ではない外国人である場合、許可書取得者が許可手数料を支払い、使用者が雇用手数を支払ったことを示す書類もしくは証拠を提出した時、登録官は仕事の種類もしくは態様、使用者、勤務地もしくは事業所、または要件を修正もしくは変更する。

### 第三五項

本省令に基づき申請書に添付された書類もしくは証拠に係る疑いの事由がある場合、係官もしくは登録官は審査のため追加の書類もしくは証拠を要求する権限を有する。

### 第三六項

本省令に基づく申請書の提出もしくは通知は、申請書提出者の勤務地にある以下の場所でこれをなす。

(一) バンコク都内であれば労働省雇用斡旋局外国人労働管理事務所に提出または通知する。

(二) その他の県内であれば県雇用斡旋事務所に提出または通知する。

(三) 局長が布告規定したその他の場所。

### 第三七項

許可書または許可書の代用書受取りにおいて、許可書取得を申請した外国人は自ら受取りに来なくてはならない。

(おわり)